

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結
の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

実際の届出日(郵送日)を記入しま
 平成 23 年 4 月 20 日

免許番号を記入します。
()は更新回数

届出時の免許証番号 国土交通大臣(11) 第 23456 号
 商号又は名称 株式会社 計画建設不動産

郵便番号 730 - 0013 代表者印
 主たる事務所の所在地 広島市中区八丁堀6-30

氏名(法人にあっては、代表者の氏名) 建設 花子 株式会社
計画建設
不動産
代表者印 印
 電話番号 082-221-9231
 ファクシミリ番号 082-511-6189
 担当者の所属・氏名 総務部 総務課 建設 二郎

中国地方整備局長 殿

記

担当者の所属
氏名 担当者印
は 不要

- 1 基準日 平成 23 年 3 月 31 日
- 2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について
(すべて保険のため省略)
- 3 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき売買に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について
- 基準日は3月31日及び9月30日です。
直近の(届出を行う)基準日を記入します。

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
(株)住宅あんしん保証	1
住宅保証機構(株)	1
(株)日本住宅保証検査機構	1
(株)ハウスジーマン	1
ハウスプラス住宅保証(株)	1
合計戸数	5

- 4 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数
- 5

注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
 注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第6条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
 注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
 注4 2-2の合計戸数は、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したもの記載するものとする。
 注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。